

平成30年度鳥取県環境影響評価審査会（第3回）次第

日時：平成31年2月13日（水）午後2時から午後4時まで

場所：鳥取県庁 第2庁舎 第32会議室

1 開会

2 議題

- (1) 会長、副会長の選任
- (2) 環境影響評価制度の概要について
- (3) 鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）環境影響評価に係る再検証評価書について

3 その他

4 閉会

【配布資料】

- 次第
- 出席者名簿
- 鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）（審査会規定抜粋）
- 鳥取県環境影響評価審査会公開規程
- 環境影響評価制度について 【資料1】
- 鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価手続きの経過 【資料2】
- 鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）環境影響評価に係る再検証評価書
- 事業者提出資料

（本件に関するお問い合わせ）
環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 池山、木下
電話：0857-26-7876
ファクシミリ：0857-26-8194
E-mail: kankyourikken@pref.tottori.lg.jp

平成30年度鳥取県環境影響評価審査会（第3回）出席者名簿

鳥取県環境影響評価審査会委員

| 氏名 | 備考 | 職名 | 専門分野 | 出欠 |
|-------|----|----------------------------------|--------------------------|----|
| 重田 祥範 | | 公立鳥取環境大学 環境学部 准教授 | 局地気象学、大気環境測定、生気象学 | ○ |
| 齋藤 光代 | 新 | 岡山大学 環境理工学部 助教 | 水文学、沿岸海洋学、生物地球化学 | × |
| 梶川 勇樹 | | 鳥取大学 工学研究科 准教授 | 海岸工学 | ○ |
| 中村 公一 | | 鳥取大学 工学研究科 准教授 | 土質工学、地盤工学 | ○ |
| 須崎 萌実 | 新 | 国立米子工業高等専門学校 物質工学科 助教 | 水質、底質 | × |
| 山本 敦史 | 新 | 公立鳥取環境大学 環境学部 准教授 | 分析化学、質量分析、新規化学物質 | ○ |
| 佐野 淳之 | | 元鳥取大学 教授 | 森林生態系管理学 | ○ |
| 作野 えみ | | 一般財団法人日本きのこセンター 所長付部長兼上席主任研究員 | 微生物化学、生化学、菌類、きのこ類 | ○ |
| 須貝 杏子 | 新 | 島根大学 生物資源科学部 特任助教 | 島嶼、適応放散、木本植物、DNA解析、保全遺伝学 | ○ |
| 正岡 さち | | 島根大学 教育学部 教授 | 景観、住居学 | ○ |
| 仲田 優子 | | グリーンコープ生協とっとり 理事 | 自然との触れ合い活動 | ○ |
| 増本 年男 | 新 | 鳥取大学 医学部 助教 | 予防医学、神経科学、生理学 | ○ |
| 小田 哲也 | 特 | 鳥取大学 工学部 准教授 | 燃焼工学 | ○ |

(備考欄) 新は新任委員、特は特別委員

出席委員数 11

(事業者)
9名

| 事業者 | 出席者 |
|-----------------|---|
| 鳥取県東部広域行政管理組合 | |
| 事務局 | 田中 事務局長 施設建設課 高田 課長 施設建設課 前田 課長補佐 施設建設課 津茂谷 主幹 施設建設課 倉田 主任 施設建設課 有田 技師 |
| 八千代エンジニアリング株式会社 | 総合事業本部 環境計画部 貞森 専門課長 総合事業本部 環境計画部 技術第二課 立林 主任 九州支店 環境部 環境計画課 岡本 主任 |

(事務局)
16名

| 担当課 | 出席者 |
|-----------|-------------------------------------|
| 生活環境部 | 酒嶋 部長 |
| 環境立県推進課 | 若松 課長、九鬼 課長補佐、池山 課長補佐、木下 衛生技師、藤田 主事 |
| 緑豊かな自然課 | 柴田 係長 |
| 循環型社会推進課 | 古川 課長補佐、門脇 係長、景井 主事 |
| 水環境保全課 | 居蔵 衛生技師 |
| 住まいまちづくり課 | 山根 係長 |
| 農林水産部 | |
| 森林づくり推進課 | 近藤 課長補佐 |
| 水産課 | 石原 課長補佐 |
| 農地・水保全課 | 北村 課長補佐 |
| 県土整備部 | |
| 技術企画課 | 田中 係長 |

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）（審査会規定抜粋）

第12章 鳥取県環境影響評価審査会

（設置）

第40条 この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議させるため、鳥取県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

（組織）

第41条 審査会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第42条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（特別委員）

第43条 審査会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第44条 審査会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第45条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第46条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

（庶務）

第47条 審査会の庶務は、生活環境部において処理する。

（運営に関する細則）

第48条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

鳥取県環境影響評価審査会公開規程

平成12年9月12日
鳥取県環境影響評価審査会

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県環境影響評価条例第48条の規定に基づき、鳥取県環境影響評価審査会(以下、「審査会」という)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審査会は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合で公開により調査審議に支障が生じると審査会が認めるときは、非公開とする。その際、会議の冒頭に会長が委員に諮って、公開又は非公開の決定をするものとする。

- ① 希少な動植物に係るもの、企業秘密にかかるものなど鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第9条第2項各号に掲げる情報が含まれる事項について、調査審議を行う場合。
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。

(公開の方法)

第3条 審査会は、前条の非公開の決定をした場合を除き、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴の定員は5人以上とし、会場の収容人員に応じて適宜増員するものとする。

(傍聴の手続)

第4条 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴希望者がある場合で、傍聴希望者が資料又は傍聴席がないことを了解した場合、可能な範囲で、できるだけ傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴希望者が非常に多数であり、先着順による対応が困難であることが予想される場合、前項によらず抽選により傍聴者を定めることができる。
- 3 傍聴の受付は、原則として、会議開催当日に会場で会議開催の10分前から行うこととする。

(傍聴要領)

第5条 傍聴要領は、別紙1のとおりとする。

(会議開催案内)

第6条 会議の開催を周知するための会議開催案内は、別紙2のとおりとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成12年9月12日から適用する。

傍聴要領

鳥取県環境影響評価審査会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議を傍聴される方は、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、可否を表明したりしないでください。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないでください。ただし、審査会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。

環境影響評価制度について

平成31年2月13日
環境立県推進課

1. 環境影響評価とは

「環境影響評価」とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、あらかじめ事業者自ら調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、一般住民や地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえ環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくための制度です。

2. 環境影響評価の手続

事業者は環境影響評価法（以下「法」）及び鳥取県環境影響評価条例（以下「条例」）に規定される対象事業を行う際は、次の図書を段階的に作成し、知事等に送付しなければなりません。

また、住民説明会等を開催するなど、一般から広く意見を聞き、寄せられた意見の概要に自らの見解を添えて知事等に提出しなければなりません。

知事は、提出された図書に対して、住民及び関係自治体の意見を踏まえ、環境保全の見地からの意見（または環境保全の見地からの意見がない旨）を述べることとなっており、その際、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くこととされています。

| 図書の呼称 | 文書の記載内容 |
|---|---|
| 配慮書 (1段階) | 事業の位置・規模等の検討段階に、環境保全のために配慮すべき事項を検討し、その結果を記載した文書 |
| 方法書 (2段階) | 事業に伴う環境影響の調査・予測・評価の方法等を示した文書 |
| 準備書 (3段階) | 方法書に基づき実施した調査・予測・評価の結果及び環境保全措置・事後調査の検討結果等を示した文書 |
| 評価書 (4段階) | 準備書に対する知事意見等を踏まえ、必要に応じて準備書にさらに検討を加え、内容を修正した文書 |
| <ul style="list-style-type: none"> 法及び条例で定める対象事業でその規模に該当する事業は、本手続きをする必要がある。 事業者は本手続き後に事業着手。 着手後も項目によっては環境保全措置や事後調査を行い、必要に応じて環境保全措置の追加・変更を検討・実施する。なお、知事は事後調査結果について意見がある場合は述べる事が出来る。 | |

※手続きの詳細については別紙1参照

3. 対象となる事業

| | |
|----|---|
| 法 | 一定規模以上の道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所など13事業種 |
| 条例 | 法の対象となる事業に加え、一定規模以上の廃棄物処理施設（焼却場、し尿処理場）、工場の新增築、ゴルフ場・スキー場など |

※対象事業の詳細については別紙2参照

4. 手続き中の案件

(1) 鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業 (仮称)

| | |
|-----|--|
| 事業者 | 鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 鳥取市長 深澤 義彦 (鳥取市) |
| 種類 | 一般廃棄物処理施設 (可燃ごみ焼却施設) (条例) |
| 場所 | 鳥取市 |
| 規模 | 240トン/日 |
| 経過 | <p>方法書：H22. 1. 20 知事意見 準備書：H24. 10. 31 知事意見 評価書：H25. 3. 21 知事意見 (補正1回目)、5. 17 知事意見 (補正2回目)、 9. 30 知事意見 (補正3回目)、11. 29 知事意見</p> <p>[H26. 1. 29 処理方式絞り込み (3方式5種類→2方式3種類) に伴う比較検証 H27. 11. 27 処理方式決定 (ストーカ方式) に伴う比較検証、H28. 2. 19 受理通知 H31. 2. 1 施設の詳細確定に伴う比較検証 (今回)]</p> |

(2) (仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業

| | |
|-----|--|
| 事業者 | 自然電力株式会社 代表取締役 磯野 謙 (福岡県福岡市) |
| 種類 | 風力発電所 (法) |
| 場所 | 鳥取市 |
| 規模 | 出力 40,000kW (最大)、基数 14 基 (最大/単機出力 2,000~3,000kW 程度) |
| 経過 | <p>配慮書：H29. 7. 31 知事意見、8. 1 環境大臣意見、8. 25 経済産業大臣意見 方法書：H30. 4. 4 知事意見、4. 17 経済産業大臣勧告</p> |

(3) (仮称) 鳥取風力発電事業

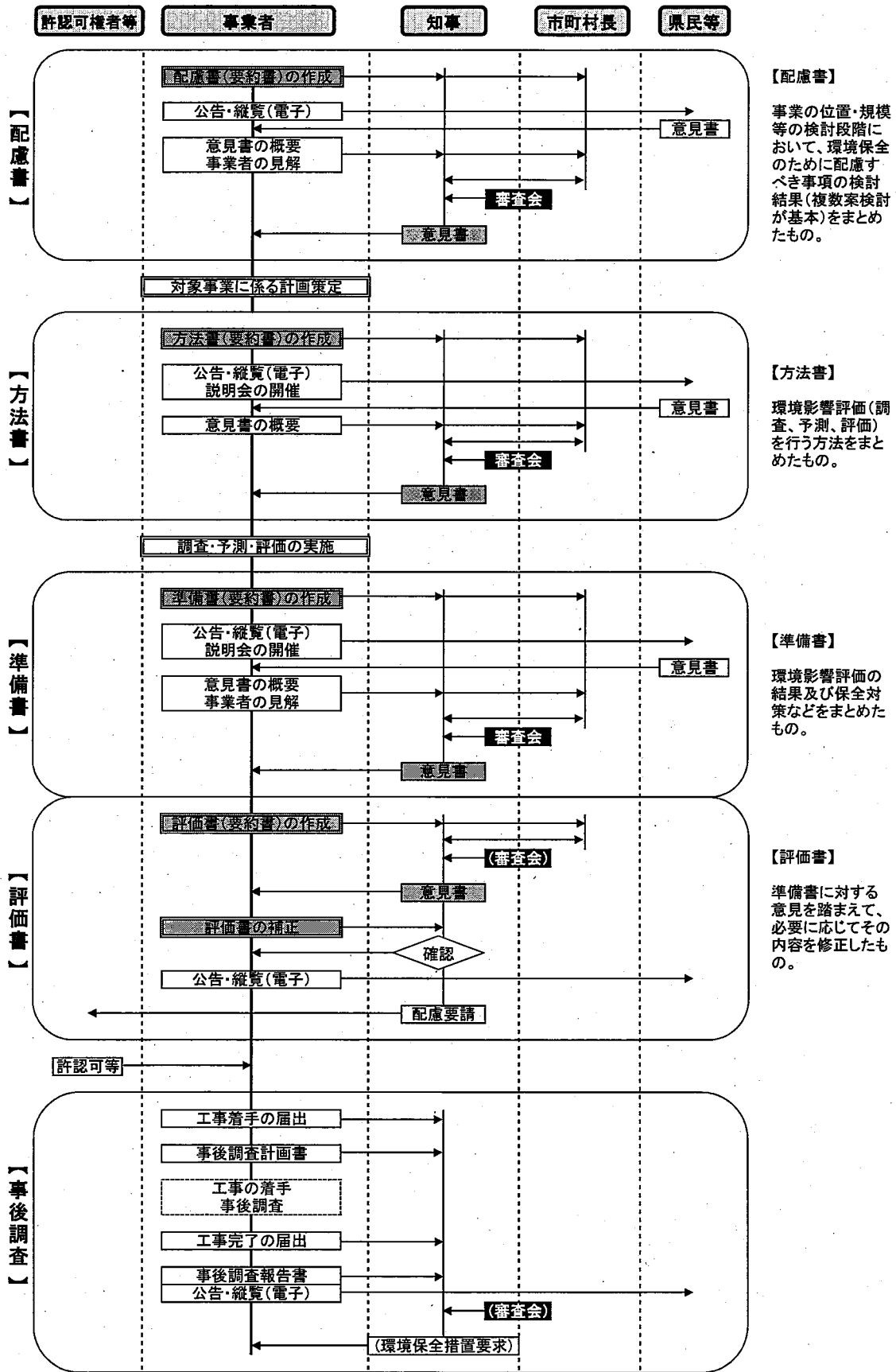
| | |
|-----|--|
| 事業者 | <p>合同会社 NWE-09 インベストメント (東京都港区虎ノ門) 代表社員 日本風力エネルギー (株) 職務執行者 ニティン・アプテ</p> |
| 種類 | 風力発電所 (法) |
| 場所 | 鳥取市 |
| 規模 | 出力 144,000kW/32 基 (単機出力 4,500kW 程度) |
| 経過 | <p>配慮書：H29. 11. 8 知事意見、11. 10 環境大臣意見、12. 4 経済産業大臣意見 方法書：H30. 7. 18 知事意見、8. 6 経済産業大臣勧告</p> |

(4) (仮称) 鳥取西部風力発電事業

| | |
|-----|--|
| 事業者 | <p>合同会社 NWE-11 インベストメント (東京都港区虎ノ門) 代表社員 日本風力エネルギー (株) 職務執行者 ニティン・アプテ</p> |
| 種類 | 風力発電所 (法) |
| 場所 | 伯耆町、江府町、日野町、南部町 |
| 規模 | 出力 144,000kW/32 基 (単機出力 4,500kW 程度) |
| 経過 | <p>配慮書：H29. 11. 8 知事意見、11. 10 環境大臣意見、12. 4 経済産業大臣意見 方法書：H30. 7. 18 知事意見、8. 6 経済産業大臣勧告</p> |

鳥取県環境影響評価条例の手続の流れ【平成25年4月施行】

別紙1



環境影響評価の対象事業及び規模（概要／平成25年4月施行）

| 事業の種類 | 環境影響評価法 | | 鳥取県環境影響評価条例 | |
|---|--|---|--|--|
| | 第一種事業 | 第二種事業 | 一般地域 | 特別地域 |
| 道路 高速道路 首都高速道路等 一般国道 国道以外の道路 大規模林道 | すべて 4車線以上のもの 4車線、10km以上 幅6.5m、20km以上 | — — 7.5km以上10km未満 幅6.5m、15km以上20km未満 | — — 4車線、10km以上 } 又は2車線、15km以上 (農林道も含む) | — — 4車線、7.5km以上 } 又は2車線、15km以上 (農林道も含む) |
| 河川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路 | すべて 10km以上 2500m以上 500m以上 | 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 | 湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上 | 湛水面積75ha以上 改変面積75ha以上 改変面積75ha以上 |
| 鉄道 新幹線 在来線 | すべて 10km以上 | 7.5km以上10km未満 | 10km以上 | 7.5km以上 |
| 飛行場 (滑走路) 延長 | 2500m以上 500m以上 | 1875m以上2500m未満 375m以上500m未満 | 2500m以上 500m以上 | 1875m以上 375m以上 |
| 発電所 水力 火力 地熱 原子力 風力 | 出力3万kw以上 出力15万kw以上 出力1万kw以上 すべて 出力1万kw以上 | 2.25万kw以上3万kw未満 11.25万kw以上15万kw未満 7500kw以上1万kw未満 — 7500kw以上1万kw未満 | 出力3万kw以上 出力15万kw以上 出力1万kw以上 — 出力1500kw以上 | 2.25万kw以上 11.25万kw以上 7500kw以上 — 1500kw以上 |
| 廃棄物最終処分場 | 埋立面積30ha以上 | 25ha以上30ha未満 | 埋立面積25ha以上 | 埋立面積18ha以上 |
| 公有水面埋立及び干拓 | 50haを超 | 40ha以上50ha以下 | 50haを超 | 40ha以上 |
| 土地区画整理事業 | 100ha以上 | 75ha以上100ha未満 | 75ha以上 | 50ha以上 |
| 新住宅市街地開発事業 | 100ha以上 | 75ha以上100ha未満 | — | — |
| 工業団地造成事業 | 100ha以上 | 75ha以上100ha未満 | 75ha以上 | 50ha以上 |
| 新都市基盤整備事業 | 100ha以上 | 75ha以上100ha未満 | — | — |
| 流通業団地造成事業 | 100ha以上 | 75ha以上100ha未満 | 75ha以上 | 50ha以上 |
| 宅地の造成事業 | 100ha以上 | 75ha以上100ha未満 | 75ha以上 | 50ha以上 |
| 港湾計画 | 埋立等区域300ha以上 | — | — | — |
| 廃棄物処理施設 ごみの焼却 し尿処理 | — | — | 100t/日以上 100kl/日以上 | 75t/日以上 75kl/日以上 |
| 工場の新築、増築 排水 排ガス | — | — | 1万m ³ /日以上 4万Nm ³ /時以上 | 7500m ³ /日以上 3万Nm ³ /時以上 |
| ゴルフ場又はスキー場 | — | — | 50ha以上 | 37.5ha以上 |
| レジャー施設 (ゴルフ場、スキー場を除く) | — | — | 75ha以上 (土地改変区域に限る) | 50ha以上 (土地改変区域に限る) |
| 岩石等採取事業 | — | — | 50ha以上 | 37.5ha以上 |
| 大規模畜産団地造成事業 (草地造成を含む) | — | — | 75ha以上 | 50ha以上 |
| 複合開発事業 | — | — | 明文化 | 明文化 |

(注) 一般地域：特別地域以外の地域 / 特別地域：開発における環境の保全に関して特に配慮すべき地域として定めたもの(国立公園等)
 対象事業：「法的関与要件」+「規模要件」、条件対象事業：「規模要件」のみ / 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる

特 別 地 域 (概要 / 平成27年5月施行)

| 事業の種類 | すべての事業に共通の地域 | 事業の種類によって対象とする地域 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路 (4車線以上の新設・4車線以上の改築) ・ 鉄道及び軌道 ・ 飛行場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園 ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された特別保護地区 ・ ハマナス自生南限地域 (※1) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 ○ 保育所、幼稚園、児童発達支援センター、障害者施設、児童養育施設、児童福祉施設、児童相談所 ○ 上記施設及び児童福祉施設を有する園 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路 ・ 公有水面埋立て及び干拓 ・ 土地整理事業 ・ 流通業務団地造成事業 ・ 工業用地、住宅用地その他の宅地の造成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された特別保護地区 ・ ハマナス自生南限地域 (※1) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 中海湖沼水質保全指定地域等 (※2) ○ 湖山池水質管理計画の対象地域 (※3) ○ 東郷池水質管理計画の対象地域 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所 (水力・火力・地熱) ・ 廃棄物焼却施設、し尿処理施設、廃棄物最終処分場 ・ 畜産団地造成事業 ・ ゴルフ場又はスキージャンプ施設 ・ 工場等の設置 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 中海湖沼水質保全指定地域等 ○ 湖山池水質管理計画の対象地域 ○ 東郷池水質管理計画の対象地域 ○ 特定水域の保全に関する措置に規定する指定水域及び指定地域 (※4) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路 (4車線以上の新設・4車線以上の改築を除く) ・ 発電所 (風力) (※5) ・ 岩石等採取事業 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ なし |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例別表第6号から第13号までに掲げる2以上の事業の種類を併せて行う事業 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 併せて行う事業の種類に応じ、それぞれの事業の対象とする地域 |

(※1) 昭和58年文部省告示第90号
(※2) 平成元年総理府告示第5号
(※3) 範囲及び根拠の明確化
(※4) 規則で定める指定水域及び指定地域なし (平成25年3月末現在)
(※5) 一般地域及び特別地域とも対象事業の要件が同一 (出力1,500kw以上) であるため、規則別表第1には規定されていない

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る
環境影響評価手続きの経過

平成31年2月13日
環境立県推進課

- H21. 8.17 方法書提出 ※アセス手続きの開始
H22. 1.20 方法書に対する知事意見（審査会：3回開催）
- H24. 3.30 準備書提出
10.31 準備書に対する知事意見（審査会：4回開催）
- H25. 1.21 評価書提出
3.21 評価書に対する知事意見の送付（審査会：2回開催）
4.19 補正された評価書の提出
5.17 補正された評価書に対する知事意見の送付（審査会：1回開催）
8.30 再補正された評価書の提出
9.30 再補正された評価書に対する知事意見の送付（審査会：1回開催）
10.30 再々補正された評価書の提出
…処理方式は未決定であるが、大気質、騒音、振動等の項目別に各処理方式を比較し、最も影響が大きいと想定されるもので予測。いずれの方式になった場合でも環境保全目標を達成しており、事業による環境影響が極めて小さいことを確認。
- 11.29 **条例第24条第2項通知**（審査会：1回開催）・・・【別紙1】 ※アセス手続きの完了
「環境保全の見地からの修正の必要が認められない」（付帯意見）
「ただし、施設の処理方式等の詳細が未決定であることから、処理方式決定後の比較検証結果を厳正に確認するために、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くなど、今後も条例の規定と同等の手続きを実施するので、検証結果が取りまとめ次第報告してください。」
- 12.13～ 評価書の公告・縦覧（H26.1.14まで）
- H26. 1.29 処理方式絞り込み（3方式5種類→2方式3種類）に伴う比較検証の提出（審査会：1回開催）
- H27. 11.27 処理方式決定（ストーカ方式）に伴う比較検証の提出（審査会：2回開催）
H28. 2.19 **受理通知**・・・【別紙2】
（留意事項）
「変更届に記載された施設の詳細確定後の比較検証及び評価書最終版の作成を確実に実施し、またその結果を報告すること。」
- H29. 9.28 事後調査計画書の提出
H29. 11.1 工事着手届の提出
- H30. 12.28～ 施設の詳細確定に伴う比較検証結果の公告・縦覧、一般意見聴取（H31.1.28まで）
- H31. 2.1 **施設の詳細確定に伴う比較検証結果の提出**
（本日）環境影響評価審査会
⇒H25年通知及びH28年通知に基づき、事業者が実施した比較検証結果を確認する。

<鳥取県環境影響評価条例（抜粋）>

（評価書の確認等）

第24条 知事は、前条第3項の規定による送付又は通知を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、再度意見を書面により述べることができる。

2 知事は、前項の規定による意見を述べる必要がないと認めるときは、事業者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3～4 （略）

第201300137060号
平成25年11月29日鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 竹内 功 様

鳥取県知事 平井 伸治

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価書に
対する環境影響評価条例第24条第2項に基づく通知について（通知）

平成25年10月30日付発生環第495号で提出された環境影響評価書（以下「評価書」という。）については、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）第24条第2項の規定に基づき、環境保全の見地からの修正の必要が認められないことを通知します。

ただし、施設の処理方式等の詳細が未決定であることから、処理方式決定後の比較検証結果を厳正に確認するために、鳥取県環境影響評価審査会の意見を聴くなど、今後も条例の規定と同等の手続を実施するので、検証結果が取りまとめ次第報告してください。

また、下記の内容についても適切に実施することとしてください。

（担当：生活環境部環境立県推進課 後藤田、居蔵 / 電話：0857-26-7876）

記

- 1 環境保全の見地からの住民意見については真摯に受け止め、十分な説明及び誠意ある対応を行うこと。
また、本通知は、評価書に記載された周辺住民等に対する説明や情報公開、及び処理方式等決定後の比較検証などの実施を前提としており、これらの各種手続について、その方針を周辺住民等に対し周知徹底を図るとともに、確実に実施すること。
- 2 土地造成から施設供用までの事業全般にわたり、環境負荷がより一層低減されるような事業計画としたうえで、その計画に基づき事業を実施すること。
- 3 事業計画の進捗の節目ごとに、事業計画の変更の有無及び環境影響の変化の見込みを報告すること。
また、事業内容を変更するときで、環境影響評価その他の手続の再実施又は変更届出書の提出が必要となる場合は、確実に実施すること。
- 4 処理方式等の詳細決定後の比較検証結果に対して、追加の環境保全措置等を求めた場合には、確実に実施すること。
- 5 環境影響に係る予測には不確実性が伴うことから、評価書に記載した事後調査は確実に実施することとし、その結果を踏まえて必要な環境保全措置等を講じるよう求めた場合には、これについても確実に実施すること。

第201500165799号
平成28年2月19日

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取県知事 平井 伸治



鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る対象事業変更届出書の受理について（通知）

平成27年11月27日付発生環第607号で提出のあったこのことについては受理しました。なお、今後の事業実施等に当たっては、下記の内容に留意し、適切に実施することとさせていただきます。

また、今後事業内容の変更により、環境影響評価その他の手続の再実施又は変更届出書の提出が必要となる場合は、確実に実施してください。

（担当：生活環境部環境立県推進課 平木、竹永 / 電話：0857-26-7876）

記

- 1 環境保全の見地からの住民意見については真摯に受け止め、十分な説明及び誠意ある対応を引き続き行うとともに、周辺住民に対して本事業の情報公開に努めること。
- 2 事業の実施に当たっては、評価書に記載された環境保全措置を基本として現況の環境を極力悪化させないよう最大限努め、必要に応じて追加の環境保全措置等を講じること。
- 3 評価書に記載された事後調査については、予測に不確実性が伴うことを十分に認識した上で、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどし、綿密に行うこと。
- 4 事業の実施に当たっては、工事及び施設の供用等が周辺環境に及ぼす影響についての新たな知見を積極的に収集し、必要に応じて周辺住民へ情報公開し、追加のモニタリングや環境保全措置の実施等に努めること。
- 5 変更届に記載された施設の詳細確定後の比較検証及び評価書最終版の作成を確実に実施し、またその結果を報告すること。

